西宮旧港周辺整備及び西宮浜総合公園・御前浜公園整備等連絡会設置要綱

(連絡会の設置)

第1条 西宮旧港周辺整備及び西宮浜総合公園・御前浜公園整備等連絡会(以下「連絡会」 という。)を設置する。

(連絡会の目的)

第2条 連絡会は、西宮市が実施する西宮旧港周辺整備事業及び西宮浜総合公園・御前浜 公園整備事業(以下「事業」という。)について、情報共有や意見交換を行い、市民と 行政が連携しながら、事業を円滑に推進することを目的とする。

(連絡会の構成)

- 第3条 連絡会は、事業に関連する次の関係委員をもって構成する。
 - (1)地域住民団体代表
 - (2) 地域活動団体代表
 - (3)公園利用·活動団体代表
 - (4) 西宮市
 - 2 前項の委員の構成は別に定める。

(会議)

- 第4条 連絡会は、次の各号に掲げる事項について、情報共有や意見交換を行う。
 - (1) 事業の進捗に関すること。
 - (2) 西宮浜総合公園及び御前浜公園の運営、管理に関すること。
 - (3) その他、事業の諸課題に関すること。
 - 2 連絡会の進行は、西宮市土木局臨海対策部臨海対策課長が行う。

(運営)

- 第5条 連絡会は、第6条に定める事務局が運営する。
 - 2 連絡会は、原則として年2回開催し、事務局が招集する。
 - 3 前項の会議には、委員の代理出席を認める。

(事務局)

第6条 連絡会の事務局は、西宮市土木局臨海対策部臨海対策課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営その他この要綱の実施について必要な事項は、事務局が定める。

付 則

- この要綱は、平成27年1月28日から実施する。
- この要綱は、令和2年4月1日から実施する。
- この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

		団 体 名	職名
団体	地域住民	西宮地区埋立事業対策協議会	会長
		西宮マリナパークシティ協議会	会長
団体	地域活動	西宮浜産業団地協議会	会長
		阪神地区マリン利用促進協議会	会長
公園利用·活動団体	御前浜	西宮自然保護協会	事務局長
		特定非営利活動法人 チーム御前浜・香櫨園浜 里浜づくり	代表
		浜・川・山の自然たんけん隊	代表
	西宮浜	西宮マリナパークシティ協議会 環境部会 西宮浜をきれいにする会	会長
		シーサイドはまゆうクラブ	代表
		土と自転車を愛する会	代表
西宫		西宮市 土木局 道路部 道路建設課	課長
		西宮市 土木局 公園緑化部 公園緑地課	課長
#		西宮市 土木局 公園緑化部 花と緑の課	課長
		西宮市 土木局 臨海対策部 臨海対策課	課長